



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 20 日 (火)  
号外第 36 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (16) (食の安全・くらしの安心推進課) . . . . . 3 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (17) (〃) . . . . . 7
-------	--

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

個人情報の保護を図るため、営業許可証の記載事項等について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 営業許可証には、許可を受けた者の住所を記載しないこととする。
- (2) 総合事務所長の委任決裁となっている事務については申請書の提出先を総合事務所長とする等所要の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする(2)を除き、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例が制定され、石川県においてふぐ処理師に係る免許制度が導入されたこと等に伴い、本県のふぐ処理師の免許に係る許可基準等について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 本県のふぐ処理師の免許を与える者に、石川県のふぐ処理師の免許を受けている者を加える。
- (2) 総合事務所長の委任決裁となっている事務については申請書の提出先を総合事務所長とする等所要の改正を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月1日とする(2)を除き、公布の日とする。

# 規 則

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第16号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>総合事務</u><u>所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）</u>が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>（営業の許可の申請書）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに<u>総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p>第13条 <u>総合事務所長</u>は、法第52条第1項の営業の許可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号による許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 営業者は、許可証をき損し、又は亡失したときは、様式第9号による申請書を<u>総合事務所長</u>に提出し、その再交付を受けなければならない。</p> <p>4 営業者は、許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は営業</p>	<p>第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>知事</u>が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>（営業の許可の申請書）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p>第13条 <u>知事</u>は、法第52条第1項の営業の許可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号による許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 営業者は、許可証をき損し、又は亡失したときは、様式第9号による申請書を<u>知事</u>に提出し、その再交付を受けなければならない。</p> <p>4 営業者は、許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は営業</p>

を廃止したときは、許可証を総合事務所長に返納しなければならない。

(地位の承継の届出)  
第13条の2 略

2 総合事務所長は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出者に対し、許可証を書換え交付しなければならない。

(営業の廃止の届出)  
第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、様式第12号による届書により速やかにその旨を総合事務所長に届け出なければならない。

2 略

別表第2(第10条関係)

1及び2 略

3 食品取扱施設における衛生管理  
(1)~(8) 略  
(9) 不良な食品の回収  
ア 不良な食品の製造又は販売があった場合に、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び総合事務所長又は食肉衛生検査所長(鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12年鳥取県条例第16号)第1条の規定により設置された鳥取県食肉衛生検査所の長をいう。)への報告の手順を定めること。

イ 略  
(10)~(12) 略

4~6 略

様式第8号(第13条関係)

番 号

営業許可証

氏名(法人の場合は、名称)  
営業所の名称、屋号又は商号  
営業の種類

を廃止したときは、許可証を知事に返納しなければならない。

(地位の承継の届出)  
第13条の2 略

2 知事は、前項の規定による届出書を受理したときは、当該届出者に対し、許可証を書換え交付しなければならない。

(営業の廃止の届出)  
第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、様式第12号による届書により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 略

別表第2(第10条関係)

1及び2 略

3 食品取扱施設における衛生管理  
(1)~(8) 略  
(9) 不良な食品の回収  
ア 不良な食品の製造又は販売があった場合に、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び知事への報告の手順を定めること。

イ 略  
(10)~(12) 略

4~6 略

様式第8号(第13条関係)

番 号

営業許可証

住所(法人の場合は、所在地)  
氏名(法人の場合は、名称)  
営業所の名称、屋号又は商号  
営業の種類

<p>営業所所在地 有効期間 その他の条件</p> <p>食品衛生法第52条第1項の規定により、上記のとおり許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 <input type="text"/></p> <p>様式第10号（第13条の2関係）</p> <p>相続（合併・分割）による営業者の地位の承継届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所（法人の場合は、所在地） 郵便番号 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名） 年 月 日生 被相続人との続柄</p> <p>記</p> <p><input type="text"/></p> <p>添付書類</p> <p>(1) 戸籍謄本（合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の<u>登記事項証明書</u>） (2)及び(3) 略</p>	<p>営業所所在地 有効期間 その他の条件</p> <p>食品衛生法第52条第1項の規定により、上記のとおり許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 <input type="text"/></p> <p>様式第10号（第13条の2関係）</p> <p>相続（合併・分割）による営業者の地位の承継届</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所（法人の場合は、所在地） 郵便番号 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名） 年 月 日生 被相続人との続柄</p> <p>記</p> <p><input type="text"/></p> <p>添付書類</p> <p>(1) 戸籍謄本（合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の<u>登記簿謄本</u>） (2)及び(3) 略</p>
--	--

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第12条から第13条の2まで、第15条及び別表第2の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の鳥取県食品衛生法施行細則第13条第1項の規定により交付された許可証については、この規則の施行日以降においても、なお従前の例によることができる。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第17号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（認証の申請）</p> <p>第19条 条例第12条第1項の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師（以下「専任ふぐ処理師」という。）の免許証の写しを添えて<u>総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）</u>に申請しなければならない。</p>	<p>（認証の申請）</p> <p>第19条 条例第12条第1項の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師（以下「専任ふぐ処理師」という。）の免許証の写しを添えて<u>知事</u>に申請しなければならない。</p>
<p>（地位の承継の申請）</p> <p>第24条 条例第14条第2項の規定による申請は、様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 承継の原因が合併又は分割による場合にあつては、認証営業者の地位を承継する法人の<u>登記事項証明書</u></p>	<p>（地位の承継の申請）</p> <p>第24条 条例第14条第2項の規定による申請は、様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 承継の原因が合併又は分割による場合にあつては、認証営業者の地位を承継する法人の<u>登記簿の謄本</u></p>
<p>（認証営業台帳の登録事項の訂正）</p> <p>第25条 <u>総合事務所長</u>は、前3条の申請に基づき認証書の書換え又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。</p>	<p>（認証営業台帳の登録事項の訂正）</p> <p>第25条 <u>知事</u>は、前3条の申請に基づき認証書の書換え又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。</p>
<p>（認証書の返納）</p> <p>第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により<u>総合事務所長</u>に届け出るとともに、認証書</p>	<p>（認証書の返納）</p> <p>第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により<u>知事</u>に届け出るとともに、認証書を<u>知事</u>に</p>

<p>を総合事務所長に返納しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>総合事務所長</u>は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。</p> <p>別表第2（第7条関係）  埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 <u>石川県</u> 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県</p> <p>様式第11号（第24条関係）</p> <p>ふぐ取扱い営業認証承継申請書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号  住所  申請者 氏名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p> <p>添付書類  1 及び 2 略  3 合併又は分割による承継の場合は、認証営業者の地位を承継する法人の<u>登記事項証明書</u></p>	<p>返納しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事</u>は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。</p> <p>別表第2（第7条関係）  埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県</p> <p>様式第11号（第24条関係）</p> <p>ふぐ取扱い営業認証承継申請書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p> <p>職 氏名 様</p> <p>鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号  住所  申請者 氏名  （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</span></p> <p>添付書類  1 及び 2 略  3 合併又は分割による承継の場合は、認証営業者の地位を承継する法人の<u>登記簿の謄本</u></p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条、第25条及び第26条の改正は、平成19年4月1日から施行する。